



環境省報道発表

令和4年4月8日（金）

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 （家きん国内18例目）について

1. 令和4年4月8日（金）、青森県横浜町の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の報告がありました。
2. この報告を受け、発生農場の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線 6470）
室長補佐：村上 靖典（内線 6675）
専 門 官：庄司 亜香音（内線 6473）
担 当：宮澤 結有（内線 6477）

■ 経緯

- 4月7日（木） ・ 青森県横浜町の養鶏場において、死亡数の増加がみられたことから、当該農場から県に通報。県による簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザ（※）陽性と判明
- 4月8日（金） ・ 県により PCR 検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
・ 発生農場の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

※ A型鳥インフルエンザ：病原性が高いものも低いものも含まれ、野鳥が保有している。

■ 今後の対応

- (1) 青森県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施します。
- (2) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所で大病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、引き続き、野鳥における監視を強化します。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省ホームページで大病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html